

令和2年度における技能実習の状況について(概要)

第1 技能実習の実施状況

実習実施者(※)は、技能実習を行わせたときは、技能実習の実施状況に関する報告書(以下「実施状況報告書」という。)を作成し、毎年度、外国人技能実習機構(以下「機構」という。)に提出することとされている。

令和2年度における技能実習の実施状況として、機構に提出された実施状況報告書に基づき集計を行った結果は、以下のとおりである。

(※) 企業単独型実習実施者・団体監理型実習実施者の別、また、法人・個人の別は、問わない。

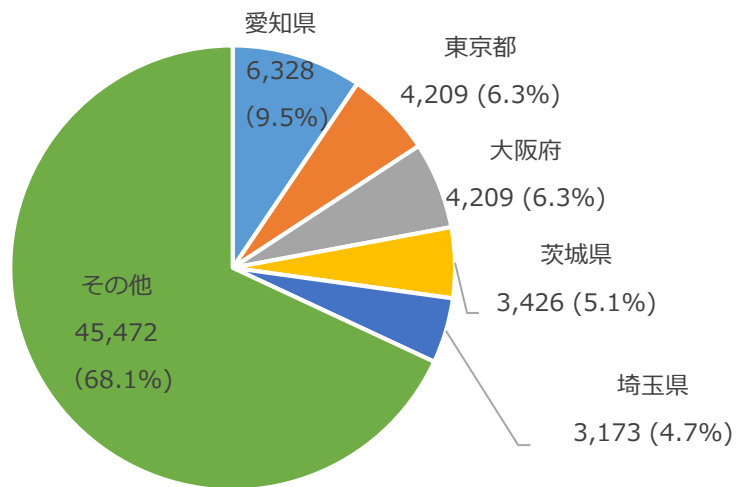
1 実習実施者数(統計 1-1、1-2)

令和2年度に、技能実習を実施した実習実施者は、66,817 者(令和元年度:63,224 者。以下、令和元年度の数値を()内に記載)であった。

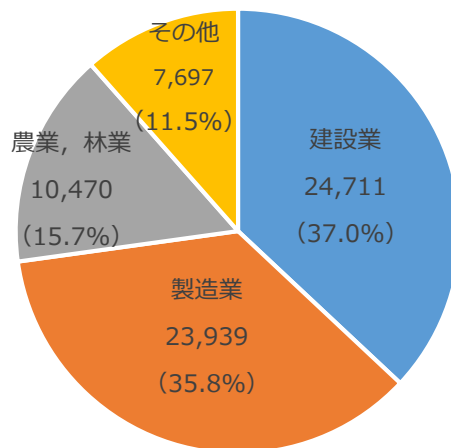
実習実施者数について、都道府県別にみると、愛知県(6,328 者(6,070 者))が最も多く、次いで東京都・大阪府(各 4,209 者(3,988 者、3,655 者))、茨城県(3,426 者(3,311 者))、埼玉県(3,173 者(2,962 者))の順であり、上位5都府県で全体の 31.9%(31.6%)を占めている(図表 1)。

また、業種別にみると、建設業(日本標準産業分類の大分類:D、24,711 者(22,376 者))が最も多く、次いで製造業(大分類:E、23,939 者(23,615 者))、農業、林業(大分類:A、10,470 者(10,945 者))の順であり、上位3業種で全体の 88.5%(90.1%)を占めている(図表 2)。

図表1 令和2年度 都道府県別実習実施者数



図表2 令和2年度 業種別実習実施者数



(注)本概要及び各統計表において、構成比(%)については各項目ごとに小数点以下第2位を四捨五入し、平均金額等については、各項目ごとに小数点以下第1位を四捨五入しているため、各項目の値を足し合わせても必ずしも100とはならない(又は合計金額等と一致しない)ことがある。

2 技能検定等の受検状況(統計2)

技能実習の段階ごとの、技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験(以下「技能検定等」という。)の受検状況をみると、第1号技能実習修了時に受検する基礎

級程度の技能検定等については、第1号技能実習修了者 163,783 人(155,906 人)のうち、実技試験の受検者は 160,776 人(152,588 人)、学科試験の受検者は 160,544 人(151,267 人)であり、合格者はそれぞれ 159,580 人(151,751 人)、158,657 人(150,049 人)となっている。受検率・合格率は実技・学科試験のいずれも 98%以上(97%以上、99%以上)であった(図表 3)。

図表 3 第1号技能実習修了者の技能検定等の受検状況

修了者	実技受検者	実技合格者	
163,783 人	160,776 人	159,580 人	実技合格率 99.3%
	学科受検者	学科合格者	
	160,544 人	158,657 人	学科合格率 98.8%

第2号技能実習修了時に受検する3級程度の技能検定等については、第2号技能実習修了者 90,394 人(74,336 人)のうち、実技試験の受検者は 87,097 人(71,491 人)、合格者は 80,522 人(66,161 人)となっている。受検率は 96.4%(96.2%)、合格率は 92.5%(92.5%)であった(図表 4)。

図表 4 第2号技能実習修了者の技能検定等の受検状況

修了者	実技受検者	実技合格者	
90,394 人	87,097 人	80,522 人	実技合格率 92.5%

第3号技能実習修了時に受検する2級程度の技能検定等については、第3号技能実習修了者 9,017 人(813 人)のうち、実技試験の受検者は 7,725 人(708 人)、合格者は 4,942 人(498 人)となっている。受検率は 85.7%(87.1%)、合格率は 64.0%(70.3%)であった(図表 5)。

図表 5 第3号技能実習修了者の技能検定等の受検状況

修了者	実技受検者	実技合格者	実技合格率 64.0%
9,017 人	7,725 人	4,942 人	

(注)第3号技能実習は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が施行された平成 29 年 11 月 1 日に導入された。第3号技能実習の実習期間が2年であることから、令和2年度に修了時受検が本格化したため、令和元年度に比べ、受検者等が大幅に増加している。

3 技能実習生の労働条件等

(1)労働時間(統計 3)

技能実習生の1か月当たりの平均実労働日数と平均所定内実労働時間及び平均超過実労働時間はそれぞれ、第1号技能実習生が、20.5 日(21.1 日)、154.0 時間(159.2 時間)、17.2 時間(22.6 時間)、第2号技能実習生が、21.3 日(20.4 日)、160.8 時間(153.4 時間)、22.2 時間(26.3 時間)、第3号技能実習生が、21.3 日(20.6 日)、160.8 時間(155.5 時間)、24.4 時間(27.6 時間)となっている(図表 6)。

図表 6 技能実習生の1か月当たりの労働時間

	実労働日数(日/月)	所定内実労働時間(時間/月)	超過実労働時間(時間/月)
第1号技能実習	20.5	154.0	17.2
第2号技能実習	21.3	160.8	22.2
第3号技能実習	21.3	160.8	24.4

業種別にみると、1か月当たりの平均実労働日数が最も多かったのは、第1号技能実習生、第2号技能実習生、第3号技能実習生ともに農業、林業(23.0 日(22.9 日)、23.7 日(22.3 日)、23.0 日(20.6 日))であった。平均所定内実労働時間数についても最も多かったのは、第1号技能実習生、第2号技能実習生、第3号技能実習生ともに農業、林業(161.0 時間(160.9 時間)、165.9 時間(156.8 時間)、164.5 時間(146.9 時間))であった。

(2) 給与(統計 4-1、4-2、4-3、5)

技能実習生に支給された平均月額給与は、第1号技能実習生が16万9,501円(17万5,296円)、第2号技能実習生が18万3,987円(18万7,456円)、第3号技能実習生が20万6,017円(20万3,604円)であった。また、平均特別給与額(賞与、期末手当等)は、第1号技能実習生が4,825円(6,793円)、第2号技能実習生が2万1,990円(2万186円)、第3号技能実習生が3万1,613円(2万7,238円)であった(図表7)。

図表7 技能実習生の給与

	第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習
きまって支給する現金給与額	169,501円	183,987円	206,017円
平均特別給与額 (賞与、期末手当等)	4,825円	21,990円	31,613円

業種別にみると、平均月額給与が最も高かったのは、第1号技能実習生が漁業(17万4,071円(17万3,894円))、第2号技能実習生及び第3号技能実習生が建設業(第2号:18万8,726円(19万796円)、第3号:23万6,641円(23万1,158円))であった。

技能実習生の昇給率については、第1号技能実習から第2号技能実習への移行時及び第2号技能実習から第3号技能実習への移行時の昇給率について報告があった実習実施者はそれぞれ17,418者(18,424者)、9,712者(6,712者)であった。また、第1号技能実習から第2号技能実習への移行時においては昇給率が5.0%以下であった実習実施者が12,008者(12,923者)と最も多く、第2号技能実習から第3号技能実習への移行時においては昇給率が10.0%を超える実習実施者が4,075者(2,954者)と最も多かった。

第2 実習監理の状況

監理団体は、監理事業を行う事業所ごとに監理事業に関する報告書(以下「事業報告書」という。)を作成し、毎年度、機構に提出することとされている。

令和2年度における監理事業の状況として、監理団体から提出された事業報告書を基に集計を行った結果は、以下のとおりである。

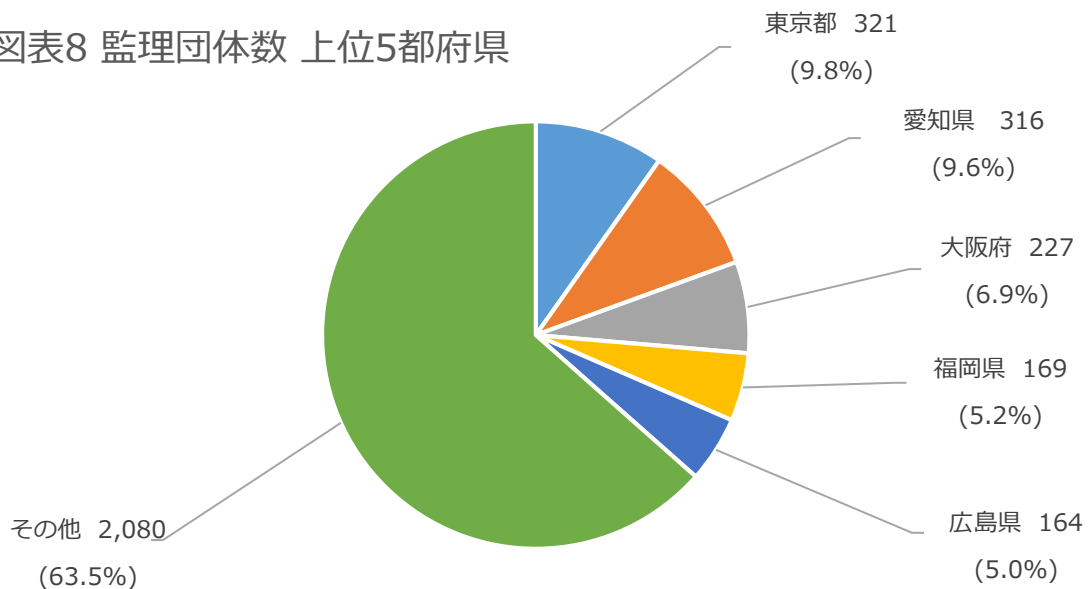
1 監理団体・監理事業所数 (統計 6-1、6-2、6-3)

令和2年度における監理団体数・監理事業所数は、3,277 団体・3,551 監理事業所(2,906 団体・3,165 監理事業所)であり、都道府県別にみると、東京都〈321 団体・363 監理事業所(296 団体・333 監理事業所)〉が最も多く、次いで愛知県〈316 団体・344 監理事業所(267 団体・295 監理事業所)〉、大阪府〈227 団体・250 監理事業所(173 団体・191 監理事業所)〉、福岡県〈169 団体・186 監理事業所(129 団体・144 監理事業所)〉、広島県〈164 団体・176 監理事業所(152 団体・162 監理事業所)〉の順であり、上位5都府県で全国の約 36.5%・37.1%(35.2%・35.5%)を占めている(図表 8)。

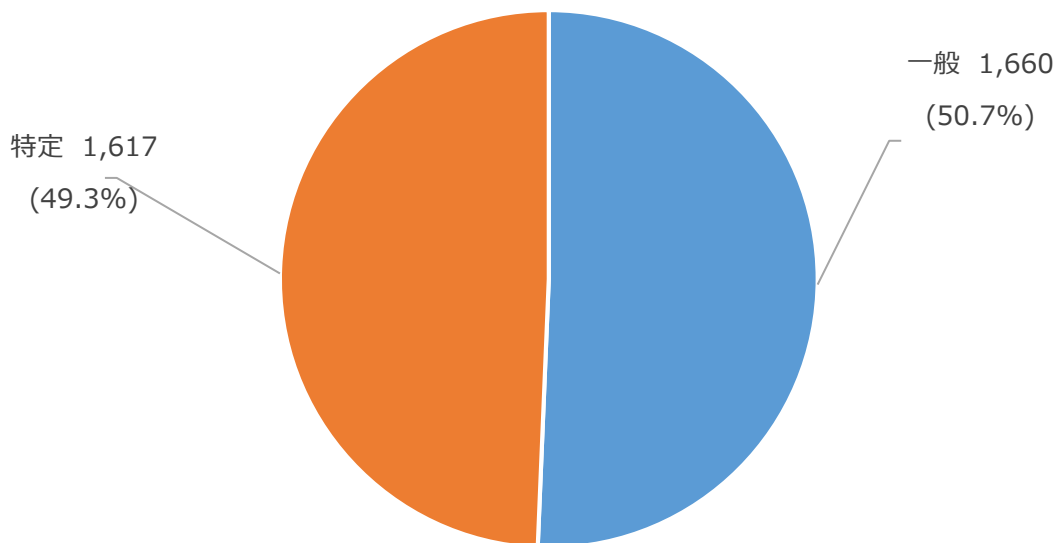
事業区分別(注)にみると、一般監理団体が 1,660 団体・1,919 監理事業所(1,485 団体・1,697 監理事業所)、特定監理団体が 1,617 団体・1,632 監理事業所(1,421 団体・1,468 監理事業所)となっている(図表 9)。

(注)監理団体の許可には、事業区分として、一般監理事業(第1号、第2号及び第3号の技能実習の実習監理が可能)と特定監理事業(第1号及び第2号のみの技能実習の実習監理が可能)の2区分があり、一般監理事業の許可を受けるためには、高い水準を満たした優良な監理団体でなければならない。

図表8 監理団体数 上位5都府県



図表9 監理団体の事業区分別割合



2 監理団体・監理事業所の活動状況

(1) 監理団体・監理事業所の実習監理の状況

令和2年度に、事業報告書の提出があった 3,255 監理団体・3,524 監理事業所
(2,903 団体・3,162 監理事業所)のうち、566 監理団体・590 監理事業所(401 団体・434

監理事業所)については、実習監理を行っていない(図表 10)。

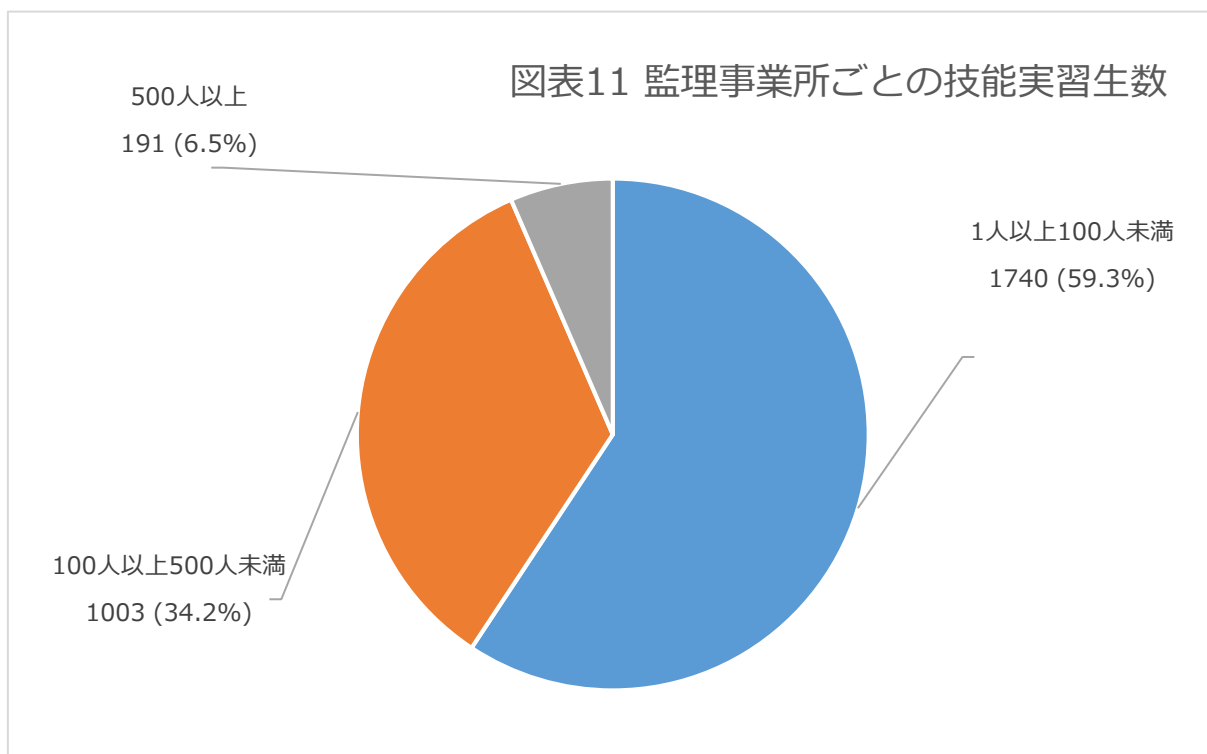
これは、監理団体許可を受けたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入国制限の影響などにより、技能実習が開始されていないことによると考えられる。

図表 10 実習監理の状況

監理団体(監理事業所)		
総数	実績あり	実績なし
3,255(3,524)	2,689(2,934)	566(590)
構成比	82.6%(83.3%)	17.4%(16.7%)

(2) 監理事業所ごとの技能実習生数(統計 7)

監理事業所ごとの実習監理の対象となる技能実習生の数については、1人以上100人未満が1,740監理事業所(1,501監理事業所)、100人以上500人未満が1,003監理事業所(1,014監理事業所)となっており、実習監理した技能実習生が500人未満である監理事業所が全体の93.5%(92.2%)を占めている(図表 11)。



3 技能実習生一人当たりの月額監理費(注)(統計 8)

技能実習生一人当たりの月額監理費の平均金額は、2万9,355円(2万9,943円)となっている。

また、一人当たりの月額監理費の分布については、0円以上2万円未満が575監理事業所(548監理事業所)、2万円以上4万円未満が1,908監理事業所(1,706監理事業所)となっており、0円以上4万円未満であるものが全体の84.6%(82.6%)を占めている(図表12)。

(注)令和2年度に実習監理の実績のあった2,934監理事業所を対象に集計したもの。

図表12 技能実習生一人当たりの月額監理費

